

## 住宅リフォームセミナー

### 「民法・特定商取引法の改正を踏まえた工事契約のポイント」

令和2年4月に約120年ぶりに民法が改正され、また昨年6月に特定商取引法が改正されました。これらリフォーム工事請負契約に係る重要な法令の改正により、消費者保護が一層、重視される事となりました。

本セミナーは、住宅・建築業界の法律実務に精通する犬塚浩弁護士が、「民法」と「特定商取引法」の改正概要、「工事請負契約書」の改訂内容と契約時の注意点などについて、5つのテーマに沿って、わかりやすく解説します。

○日時 **令和5年11月6日（月）** 14:00～16:00（13:30 受付開始）

○場所 **ウイंकあいち（愛知県産業労働センター） 11階 1101 会議室**  
名古屋市市中村区名駅 4-4-38

○参加費 **無料**（定員 70 名 要申込／先着順）

○講師 京橋法律事務所  
**犬塚 浩 弁護士**

○テーマ

- ① 工事請負契約約款改定の目的
- ② 工事請負契約約款の改定内容について
- ③ 建設業法の改正について
- ④ 特定商取引法の改正について
- ⑤ 民法改正の概要について

#### 犬塚浩弁護士プロフィール

##### ◆略歴◆

（学歴）

1986年 3月 慶應義塾大学 法学部 法律学科  
卒業

1990年 11月 司法試験合格

（職歴）

1993年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）  
（弁護士会歴）

2008年 4月～2009年 3月

第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員長

2012年 4月～2013年 3月

第二東京弁護士会副会長

2015年 4月～現在

第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員長

（日本弁護士連合会歴）

2014年 6月～現在

日弁連住宅紛争審査会運営委員会副委員長

（官公庁、その他法律に基づく委員歴）

国土交通省住宅局市街地建築課「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」委員

（現）同「マンション敷地売却・建替えに関する専門家相談等PT」座長

（民間団体歴）

一般財団法人ベターリビング評議員（現）



○申込方法

右の二次元バーコード又は以下の URL から「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、お申し込みください。

申込締め切り **令和5年10月31日（火）まで**

[https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=82704](https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=82704)



○お問い合わせ先

愛知県建築局公共建築部住宅計画課 市街地整備グループ（担当：土屋、神谷）

電話：052-954-6569

主催：愛知県 共催：一般社団法人住宅リフォーム推進協議会